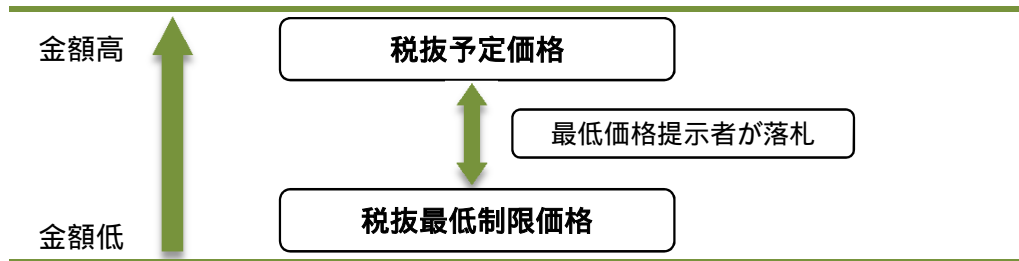


落札決定の流れ（建設コンサルタント等業務：最低制限価格設定案件）



税抜最低制限価格を下回る入札は[失格]

税抜最低制限価格の算出方法

- ・測量業務 : 直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 48%
- ・建築関係の建設コンサルタント業務 : 直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60% + 諸経費 × 60%
- ・土木関係の建設コンサルタント業務 : 直接業務費 + 技術経費 × 60% + 諸経費 × 60%
又は直接原価 + その他の原価 × 90% + 一般管理費等 × 48%
- ・地質調査業務 : 地質調査業務費(一般)の内、直接調査費 + 地質調査業務費(一般)の内、間接調査費 × 90% + 地質調査業務費(解析)の合計額 × 80% + 地質調査業務費(一般)の内、諸経費 × 48%
- ・補償関係コンサルタント業務 : 直接業務費 + 技術経費 × 60% + 諸経費 × 60%
又は直接原価 + その他の原価 × 90% + 一般管理費等 × 45%

- 1 税抜最低制限価格は、1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。
- 2 複数の業務区分を用いる案件の場合は、それぞれの業務区分で算出した額の総和額
- 3 測量業務の定型範囲 : 税抜予定価格の10分の6 ~ 10分の8.2
- 4 地質調査業務の定型範囲 : 税抜予定価格の3分の2 ~ 10分の8.5
- 5 測量業務及び地質調査業務以外の定型範囲 : 税抜予定価格の10分の6 ~ 10分の8
- 6 上記 3 ~ 5の範囲について、下限額は税抜予定価格に下限率を乗じ、1円未満の端数があればその端数を切り上げた額。

< 税抜最低制限価格の算出例 >

例 : 業務区分が、測量業務のみの案件

税抜予定価格10,000,000円(定型範囲:6,000,000円 ~ 8,200,000円)とする。

直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 48% = 6,006,666.66円 になる場合、
税抜最低制限価格 = 6,006,000円

例 : 業務区分が、地質調査業務のみの案件

税抜予定価格11,110,000円(定型範囲:7,406,667円(1) ~ 9,443,500円)とする。

(1 定型範囲の下限は、11,110,000円 × 2/3 = 7,406,666.66...となり、1円未満の端数を切り上げ7,406,667円となる。)

[地質調査業務費(一般)の内、直接調査費] + [地質調査業務費(一般)の内、間接調査費 × 90%]
+ [地質調査業務費(解析)の合計額 × 80%] + [地質調査業務費(一般)の内、諸経費 × 48%] = 7,000,000円 になる場合、
税抜最低制限価格 = 7,406,000円 (7,000,000円 < 7,406,667円となり下限額の方が大きい)

例 : 業務区分が、測量業務及び地質調査業務の案件

按分した税抜予定価格・・・ 測量業務:10,000,000円 (定型範囲:6,000,000円 ~ 8,200,000円)

地質調査業務:11,110,000円 (定型範囲:7,406,667円(1) ~ 9,443,500円)

・ 測量業務

直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 48% = 6,006,666.66円 とする。

・ 地質調査業務

[地質調査業務費(一般)の内、直接調査費] + [地質調査業務費(一般)の内、間接調査費 × 90%]

+ [地質調査業務費(解析)の合計額 × 80%] + [地質調査業務費(一般)の内、諸経費 × 48%] = 7,000,000円 とする。

この場合、

税抜最低制限価格 = 6,006,666.66円 + 7,406,667円 = 13,413,333.66円 13,413,000円

積算区分がひとつのみの案件であれば、例 のように計算式に従って算出し、その算出額から1,000円未満を切り捨てた額が税抜最低制限価格となる。ただし、算出額が定型範囲外であると、税抜予定価格に上限率もしくは下限率を乗じた額が税抜最低制限価格となるが、その上下限額は、上限率を乗じた場合は1円未満の端数を切り捨て、下限率を乗じた場合は1円未満を切り上げる。最終的に税抜最低制限価格となるタイミングで1,000円未満の端数を切り捨てることとなる(例)。

一方、複数の積算区分を用いる案件においては、例えば測量業務と土木関係の建設コンサルタント業務の計算式を使ってそれぞれの算出額を出し、それを足したものが税抜最低制限価格となるが、その際それぞれの算出額は、切り捨て、切り上げをせず、小数点以下があってもそのままにして足し算を行う。その総和額から1,000円未満の端数を切り捨てたものが税抜最低制限価格となる。

ただし例 のように、積算区分ごとに算出した額が、積算区分ごとの定型範囲を外れることがあれば、当然その算出額は上下限額となるが(例 では地質調査の方の算出額(7,000,000円)が下限(7,406,667円)を下回るため、算出額が7,000,000円ではなく7,406,667円となる)、地質調査の下限額(=算出額)は 1にあるとおり1円未満を切り上げている。

つまり定型範囲内であれば切り捨て切り上げは発生しないが、定型範囲外のものであれば切り捨て切り上げが必要となる。